

岡山リサーチパークインキュベーションセンター運営要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例（平成14年岡山県条例第67号。以下「条例」という。）及び岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例施行規則（平成14年岡山県規則第104号。以下「規則」という。）に基づき、岡山リサーチパークインキュベーションセンター（以下「インキュベーションセンター」という。）の運営に係る事項を定める。

(事業の実施主体)

第2条 インキュベーションセンターの運営は、条例第11条第1項の規定により指定された指定管理者が主体となって実施する。

2 指定管理者は、インキュベーションセンターの運営を総括する責任者（以下「センター長」という。）を選任しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第3条 インキュベーションセンターの施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、条例及び規則に定めのあるもののほか、次の規定等を遵守しなければならない。

- 一 岡山リサーチパークインキュベーションセンター利用規約
- 二 内装管理規定
- 三 有害物安全管理委員会設置要綱に基づく諸規定
- 四 廃棄物管理基準
- 五 その他施設の管理運営に関する規約

2 センター長は、前項に定める規定等を遵守させるための措置のほか、インキュベーションセンターの施設の管理及び運営に関し、利用者に勧告その他必要な指示等を行うことができる。

第2章 入居の審査

(入居対象者)

第4条 条例第5条第1項第1号に定める行為の許可を受けるもの（以下「入居者」という。）は、次の各号に定める要件のいずれかに該当する者の中から、次条に定める入居者審査会の意見を参考にして、センター長が決定する。ただし、県が研究開発拠点として設置するもの、県の産業技術の振興に資する事業において採択されたもの又はビジネスコンテスト等の競技会において特に成績が優れているものについては、この限りでない。

- 一 情報通信及びものづくりの分野において技術シーズを有し、創業を目指す個人、団体又は企業
- 二 情報通信技術の利用によるソフトウェア等の開発又はサービスの提供を行うことにより、創業を目指す個人、団体又は企業
- 三 情報通信及びものづくりの分野での新分野進出を目指す企業

- 四 産学連携又は企業間の共同研究により、新技術や新製品の開発を目指すもの
- 五 その他インキュベーションセンターの機能の向上に資する事業で、センター長が特に認めるもの

(入居者審査会の設置)

- 第5条 インキュベーションセンターへの入居者を選定するに当たり、適正かつ公正を期し、時代のニーズに沿った事業展開を図るため、入居者審査会を設ける。
- 2 入居者審査会は、委員長及び委員をもって構成し、条例別表に掲げる施設を利用するものの適格性の審査及び選定に関することを審議する。
 - 3 委員は次に掲げる者とする。
 - 一 センター長
 - 二 一般財団法人岡山経済研究所 所長
 - 三 株式会社中国銀行地方創生SDGs推進部次長
 - 四 岡山県産業労働部産業振興課長
 - 五 岡山県工業技術センター所長
 - 六 岡山県産業振興財団中小企業支援課課長
 - 4 委員長は、センター長が務める。
 - 5 入居者審査会の事務局は、インキュベーションセンターに置く。

(入居者審査会の運営)

- 第6条 入居者審査会は、入居希望者からの利用等許可申請書(規則様式第1号)の提出を受けて委員長が委員を召集し、これを主宰する。
- 2 入居者審査会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委員長を除く委員の代理人による出席を認める。
 - 3 入居者審査会の運営に関する議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否が同数のときは、委員長の決するところによる。入居者審査は別途定める入居者審査基準に基づき実施する。
 - 4 委員長がやむを得ないと認める場合は、前2項の規定にかかわらず、各委員に議事等を回議し、書面にて議決することができるものとする。
 - 5 入居者審査会に係るその他の事項は、委員長が別途定める。

(関係者の意見聴取)

- 第7条 委員長は、必要があると認めるときは、入居申請者、関係者及び当該案件についての専門知識を有する者に入居者審査会への参加を求め、意見を聴取することができる。

(事前の入居相談)

- 第8条 センター長は、入居者審査会の会議に先立ち、入居申請者からの相談に応じ、事業計画等を聴取し、入居申請書及び添付書類の整備に係る事前確認を行う。

(入居者の審査に係る指針)

- 第9条 入居者の審査については、インキュベーションセンターの設置目的にかんがみ、新規創業に向けた意欲の有無のみならず、情報通信及びものづくり分野、更には両者の融合による新たな技術等の開発を通じた工業技術の向上と県内産業の振興に対する有

益性を加味して判断する。

第3章 施設の利用等の許可

(利用等許可証の交付)

第10条 センター長は、1年以内の期間を定めて、条例第5条第1項第1号の規定による施設の利用を許可する。

2 センター長は、入居者に対し、利用等許可証を交付する。

(利用期間の延長)

第11条 入居者は、前条第2項の許可に係る利用期間の延長を希望する場合、当該許可の期限が終了する日の1ヶ月前までに、入居許可更新申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 センター長は、前項の申請があったとき、許可の期限を更に1年以内の期間を定めて延長することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、入居者は、利用等許可申請書(規則様式第1号)を提出して施設の利用の許可を直前に受けた日から起算して3年(当該申請書に記載した利用期間が3年未満である場合は、当該記載した利用期間)を経過し、更に利用期間の延長を希望する場合、利用等許可申請書(規則様式第1号)を新たに提出しなければならない。

4 前項の規定により提出する申請書に記載して延長を希望する利用期間は、2年を超えないものとする。

5 第3項の許可は、第4条の規定を準用する。ただし、利用期間延長時の入居者審査会は書面協議での開催でも構わないものとする。

(販売行為等の許可)

第12条 条例第5条第1項第2号及び第3号に掲げる行為に係る許可は、センター長が、その行為に必要な日数に応じて別途許可の期限を定め、申請者に対し、施設使用許可証を交付する。

2 前項の許可に係る施設の使用料は、その行為等に占用する面積に応じて、岡山県行政財産使用料徴収条例を参考に算定する。

(センター長が特に定める許可行為等)

第13条 次のいずれかに該当する行為は、条例第5条第1項第3号の規定により事前にセンター長の許可を受けなければならない。

- 一 施設の一部を占有して行う製品、資料等の展示
- 二 その他施設の目的外使用

(利用料金の減免)

第14条 条例第8条第4項の規定により、センター長が減免する施設の利用料金は、別表のとおりとする。

2 条例第5条第1項第2号及び第3号に掲げる行為については、公共的な催物のために使用する場合であって公益のために特に必要と認めるとき、センター長は、その行為を行う施設の一部占用に係る利用料金の額を減免することができる。

(産学連携室)

第15条 センター長は、産学連携室で実施する研究テーマを選定し、その利用を許可する。

2 産学連携室の利用申請については、規則第4条の規定を準用する。

第4章 その他

(書類の経由等)

第16条 条例、規則及びこの要綱において、知事に提出しなければならないとされている書類は、第2条の趣旨にのっとり、センター長を経由することとする。

2 インキュベーションセンターの施設の管理及び運営に関し、条例、規則及びこの運営要綱に定めのない事項については、指定管理者が知事と協議の上別途定める。

附 則

この要綱は平成14年10月1日から施行する。

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

この要綱は平成28年4月27日から施行する。

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

別表 利用料金の減免基準（第14条関係）

第4条に掲げる入居対象者のうち、第1号から第4号のいずれかに該当するもの		
申請者の区分	減免する額	減免の期限
個人又は任意のグループ等	利用料金の 1 / 2	入居後3年間
入居時において創業（設立）後5年未満の法人	利用料金の 1 / 2	創業後5年を経過する日が属する月までとし、入居後3年間を限度とする。
試作開発室の利用者 （他の区分により減免される者を除く）	利用料金の 1 / 2	入居から業務開始までの設備工事等に要する期間及び業務終了から退去までの撤去作業等に要する期間で、それぞれ3カ月を限度とする。
県が研究開発拠点として設置するもの	利用料金の全額	入居後3年間とし、必要に応じ延長できるものとする。
県の産業技術の振興に資する事業において採択された法人	利用料金の全額 又は2 / 3	利用開始から3カ月を限度とする。
県が指定する競技会において特に成績が優れていると顕彰された個人又は法人	利用料金の全額	入居後3年間
指定管理者の指定する競技会において成績が優れているとして顕彰された個人又は法人	利用料金の全額 又は 1 / 2	入居後3年間